#### **AIPPI**

e-News No.51 2017年3月23日

## 本号の内容

- AIPPI Standing Committees
- 2017 年 AIPPI シドニー総会
- 政府機関 & NGO
- 記事・解説
- 各国部会

---

## **AIPPI Standing Committees**

## AIPPI 講演 - 実務における TRIPS 協定の日常的な影響 - バルセロナ大学

Catherine Mateu (Chair of AIPPI's Standing Committee on TRIPS)

2016年9月26日、スペインのバルセロナ大学において、AIPPI本部 TRIPS Committee の代表として、ビジネスにおける TRIPS 協定の日常的な影響に関する3時間の講演を行いました。聴講くださったのは、「月曜特許勉強会」を四半期ごとに開催されている、スペインの法律事務所や企業の特許実務者の皆さんです。

## TRIPS 協定の最新の改正-廉価な医薬品へのアクセスの確立

馰谷剛志 (Member of AIPPI's Standing Committee on TRIPS)

2017 年 1 月 23 日、世界貿易機関(WTO)は、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)の改正が施行され、WTO 規則の下で、途上国が廉価な医薬品にアクセスするための合法的な経路が確保されたと発表しました。WTO によれば、1995 年のWTO 設立以来、WTO の協定が改正されるのは、この度の TRIPS 協定改正が初めてであり、この改正は、グローバル貿易のルールを、貧困国の人々の公衆衛生のニーズに適合させることを目指して 2003 年に採択された、特許医薬品と公衆衛生に関する決定に基づくものです。

## 2017 年 AIPPI シドニー総会

シドニー総会に関する重要な日付・期限

**AIPPI General Secretariat** 

2017 年 6 月 27 日:早期割引 (Early Bird) での登録締め切り

2017年8月29日:通常料金での登録締め切り

総会に関する詳細や最新情報は、シドニー総会の特設サイトでご覧ください。

## 2017 年 AIPPI シドニー総会のパネルセッション

John Bochnovic (Executive Director of AIPPI)

2017 年 AIPPI シドニー総会の Professional Development Programme は、順調に準備が進められています。総会では、一流の講師やモデレーターを招き、3 日間(10 月 15 日(日)~17 日(火))で 16 のパネルセッションを開催し、次のような、知的財産法に関する多彩なテーマを扱います:知的財産とスポーツ、FRAND、付与後手続、部分意匠、仲介者の責任、著作権と音楽、ビッグデータ、営業秘密の盗用。

また3日間にわたり、チケット制の昼食会を毎日開催し、中国の知財制度の発展、EPOの最近の動向、BREXIT、統一特許裁判所などのテーマを扱います。Pharma Day では、Plausibility(妥当性、説得力)の概念、医療機器と特許、デジタルヘルス、差止命令の利用可能性という、製薬業界で現在注目されている4つのテーマに関するパネルセッションをそれぞれ開催します。各パネルセッションの詳細については、特設サイトをご覧ください。

### AIPPI 総会におけるスポンサー募集のご案内

2017年の AIPPI 総会は、10月にオーストラリアのシドニーで開催されます。真新しい最先端のコンベンションセンターへ集う、世界各国からの参加者に PR できる貴重な機会です。新たな試みとして、AIPPI ウェブサイトのバナーや、各会場のスクリーンなども使用して、より目につきやすい形でスポンサー名が表示されるようにしました。そして、これまで以上に、スポンサーと参加者が親しく交流できる機会を多くするための、

新たな工夫も採り入れています。シドニー総会は、スポンサーの皆様に素晴らしい機会 を提供します。スポンサー募集のパンフレットをご覧になってご検討ください。

# 政府機関 & NGO

### EUIPO 研修生募集のお知らせ

EUIPO では毎年、新卒者および若い実務者に対し、研修生として経験を積む機会を提供しています。今年の申込締切は 3 月 31 日(金)です。詳細は EUIPO のウェブサイトをご覧ください。

## 記事・解説

## 中国: SIPO 専利審査指南の改正

Guangyu Zhang (Wan Hui Da – Peksung Intellectual Property Group - China)

#### 専利審査指南の改正に関する国家知識産権局の決定(2017年)(第74号令)

改正された専利審査指南が、2017 年 4 月 1 日より施行されます。今回の改正には、ビジネス方法、ソフトウェア関連発明、出願後のデータ提出、無効化手続きなどに関する重要な変更が含まれています。

#### イスラエル:コンピュータ実施発明に関する現状

Roy S. Melzer (EHRLICH & FENSTER - Israel)

特許法第3条には、どのような技術分野における発明も(新規性、有用性、産業上の利用可能性、進歩性があるものは)、特許可能な発明であると明記されています。しかし、イスラエル特許庁は長年にわたり、コンピュータを利用する発明には特許性がないと見なしてきました。

日本:プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する最高裁判決後の状況

勝沼宏仁(勝沼国際特許事務所)

最高裁判決(平成24年(受)第1204号・平成24年(受)第2658号)が示されて以降、製品クレームにおける製造方法の記載は、当該物をその構造又は特性により直接特定することが不可能であるか、又はおよそ実際的でないという事情が存在するときに限って認められるとされていますが、特許庁の審査基準および知財高裁の判決では、この厳しい基準が緩和されてきています。

### フィリピン:マドリッド議定書への加盟に対する最高裁の合憲判決

Jose Cochingyan, III (Cochingyan & Peralta Law Offices - Philippines)

2016年7月19日、フィリピン最高裁は「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」(マドリッド議定書)へのフィリピンの加盟は、合憲であるという判断を示しました。

この最高裁判決は、フィリピン知的財産協会(IPAP)が 2012年12月14日に申し立てた、以下のような問題点を解決するものです: (1)元老院の同意がないという理由による、マドリッド議定書の合憲性に対する疑問、(2)共和国法律第8293号、通称「フィリピン知的財産法」との矛盾による、マドリッド議定書の実施に関する問題。

### ポーランド:司法省による知的財産専門法廷に向けた取り組み

Bartosz Krakowiak (President of the Polish Group)

国会のデジタル化・発明・新技術委員会の主催で行われた 2016 年 12 月 15 日の会合を受けて、司法大臣は、2017 年 1 月 9 日の大臣命令により、知的財産専門法廷の構想を練るための、裁判官および専門家からなる大臣チームを設置しました。これは、ポーランドの司法制度の枠組みの中に、知的財産の問題を扱う能力を備えた専門法廷(部門)を作ろうとしてきた長年の取り組みにとって、まさに突破口です。これまで、さまざまな関係者の強い支持を得ながら、こうした取り組みを進めてきたのは、ポーランド特許庁と開発省(旧経済省)、あるいは文化・民族遺産省でしたが、今回、司法省が取り組みに加わるだけでなく、主導する決断をしたことで、これまで出されてきた数々のアイデアのいくつかが、現実のものとなる可能性が出てきました。

# タイ:知的財産の担保としての使用

## Suebsiri Taweepon and Ploynapa Julagasigorn (Tilleke & Gibbins - Thailand)

タイの新たな事業担保法(2016年7月施行)では、ローンの借り手が知的財産を担保 として使用でき、担保に設定されている期間中も、その知的財産を所有し、営利目的で 使用する権利が保持されます。

この事業担保法(Business Security B.E. 2558 (2015))は、2016年7月2日に施行されたばかりの新しい法律で、「担保取引法(Secured Transaction Act)」あるいは「事業担保法(Business Collateral Act)」とも呼ばれますが、いずれの名称も、タイ国内において、借り手が自身の資産をローンの担保として使用できるようにする手段となる、同一の法制度を指しています。

## トルコ:商標法の大幅な改正

#### Abdurrahim Ayaz (Istanbul Patent A.S. - Turkey)

トルコでは、既存の商標法に代わる新たな商標法が、2017年1月10日に施行されました。旧法は「商標保護に関する法令第556号」、新たな法律は「産業財産法第6769号」です。

米国: 意匠特許侵害に対して認められる賠償に関する解釈の変更ー個別の判断はこれから

Joshua B. Goldberg (Nath, Goldberg & Meyer - USA)

米国最高裁は、Samsung Electronics Co. vs Apple Inc.事件に関する全員一致の意見として、意匠特許紛争における賠償額裁定に関する制定法上の規定である特許法第 289条では、構成要素のレベルでも損害賠償が認められ、製品全体に対する損害賠償に限定されないと判示しました。その上で、本件における特許付与された「製造物品」(Samsung 社の電話機)は、消費者へ販売される電話機全体か、あるいはその構成要素のどちらであるかの判断については、審理を連邦巡回控訴裁判所(CAFC)へ差し戻し、現在は地方裁判所へ差し戻されています。

## 各国部会

## 2017 年 AIPPI 中国部会春期青年知的財産セミナー

Richard Yi Li (Secretary General of AIPPI China)

2017 年度の AIPPI 中国部会春期青年知的財産セミナーが、3 月 17 日・18 日、北京の北 250 キロに位置し、2022 年冬季五輪の競技会場でもある張家口市で開催されました。従来の英語によるセッションとともに、今回は初めて日本語によるセッションも行われました。

## 国際知的財産保護協会(AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich
Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85
enews@aippi.org | www.aippi.org

## 免責事項:

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。 AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。